

「I 総合判定の結果」のなお書きに対する改善報告についての
審議結果

大学名：岡山大学薬学部

改善報告書提出日：2024年3月28日

本評価実施年度：2021年度

2024年7月8日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

※検討所見欄以外は提出された改善報告書のまま記載しています。

■なお書きへの対応について

(1) 評価報告書の「総合判定の結果のなお書き」において指摘された事項に関する記載がある『項目』

1 教育研究上の目的と三つの方針

3-3 学修成果の評価

(2) 指摘事項

なお、「薬学科ディプロマ・ポリシー」に掲げる「学生が身につけるべき能力」の修得度を評価するために必要となる「学修成果の評価」の在り方とその評価計画が「薬学科カリキュラム・ポリシー」に記載されておらず、「学修成果の評価」が行われていないことについては早急に適切な措置を講ずることが必要である。その進捗状況に関する報告書は、改善が認められるまで毎年提出することを求める。

(3) 本評価時の状況

「学修成果の評価」については、授業を担当する専任教員全員が参加する専門分野別カリキュラム会議（年2回開催）において、個々の教員から意見を収集し、その検証から得られた評価に基づき、次年度の改善方法等を教務委員会に上申し、教務委員会が包括的にまとめたものを教授会・教員会議にフィードバックする体制で行っていた。しかしながら、2019年度まで運用していた「薬学科カリキュラム・ポリシー」には、上述の体制を含む具体的な評価計画を明示していなかった。2020年度に改定した「薬学科カリキュラム・ポリシー」でも、学修成果の評価方法の概略を示すにとどまり、「薬学科ディプロマ・ポリシー」に掲げられた資質・能力の修得が段階的に進んでいる状況を、教育課程のどの時期にどのような方法で測定するかという評価計画は示していなかった。

(4) 本評価後の改善状況

岡山大学では全学部を対象として3ポリシーの見直しを行っており、2024年6月に確定版が公開される予定である（2024年度入学生から適用）。それにあわせて、「学修成果の評価」の在り方とその評価計画を記載した「薬学科カリキュラム・ポリシー」を教務委員会が作成し、2023年12月教授会で審議・承認後、全学組織である教学企画室・学務企画課に提出した。そこでの確認作業の後、指摘された修正案について、教務委員会で再度協議・修正を行い、2024年3月教授会で審議・承認された（資料1）。これを全学に再提出し、決裁を待つ状況にある。

また、現在在籍している学生の学修成果の評価については、「薬学科ディプロマ・ポリシー」に学修成果として記載している7項目からなる「5つの学士力」を評価するためのルーブリック表を作成し、2024年2月教授会で審議・承認された（資料2）。次年度以降、これを活用して、「薬学科ディプロマ・ポリシー」に対する到達度評価を、昨年度策定したアセスメント・プランに定めた時期に実施する予定である。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料1：2024年3月教授会議題および3ポリシー最新版

資料2：2024年2月教授会資料および議事要旨

検討所見

上記の『なお書き』に関して、改善報告書では、2024年度入学生から適用される薬学科の「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に「学修成果の評価」の在り方とその評価計画を記載したとしており、これらは2024年3月教授会で審議・承認され、全学的な決裁を待つ状況にあるとしている（資料1）。その「カリキュラム・ポリシー」に記載された「教育の実施方針」では、「卒業認定・学位授与の方針（ディグリー・ポリシー）」に掲げられた5つの力（実践力・探求力・コミュニケーション力・専門力・教養力）と開講科目との関係が概説され、「学修評価の考え方」では各科目における評価法が概説されているが、教育課程のどの時期にどのような方法で5つの力の修得度を評価するか、明確な記載はなく、学生にとってはわかりにくいものとなっている。「岡山大学薬学部薬学科アセスメント・プラン」に記載された「ディグリー・ポリシー」のアセスメントの指標となる「ディグリー・ポリシー達成度評価」の内容の明記、その評価計画の策定と実施を求めているが、いまだ十分な改善が行われているとはいえない。

また、2023年度以前に入学した学生の「学修成果の評価」については、「薬学科ディプロマ・ポリシー」に学修成果として記載している7項目からなる「5つの学士力」を評価するためのルーブリックを作成し、2024年2月教授会で審議・承認されたとしている（資料2）。このルーブリックを用いた評価について、教育課程のどの時期にどのような方法で測定するかという評価計画は示されておらず、評価は未実施であることから、いまだ十分な改善が行われているとはいえない。

以上より、改善に向けた取り組みは始まっているものの、本機構の指摘の趣旨を踏まえた改善は十分に行われていないので、改善をさらに進めることを求める。